

令和7年度

入園申込みのしおり

保育所・認定こども園



目次

1. 教育・保育施設について	・・・ P1
2. 教育・保育給付認定について	・・・ P1
3. 利用申込みの流れ	・・・ P2
4. 保育を必要とする事由（2・3号認定）	・・・ P3
5. 利用者負担（保育料・副食費）について	・・・ P4
6. 保育料の納付について	・・・ P5
7. 各種保育サービスのご案内	・・・ P6
8. 保育所入所指数表	・・・ P7
9. 湯沢市内の保育所・認定こども園	・・・ P9

○保育所・認定こども園の入園を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、お申し込みください。

なお、申込書類に不備・不足があると受け付けできない場合がありますのでご注意ください。

○ご不明な点がございましたら、下記の担当にお問い合わせください。

湯沢市福祉保健部子ども未来課児童福祉班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-78-0166

1. 教育・保育施設について

保育所

0～5
歳

就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利 用 時 間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園

0～5
歳

教育と保育を一体的に行う施設

●幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

3つのポイント

1 どのお子さんも、
教育・保育と一緒に
受けます。

2 保護者の就労状況が
変わった場合でも、通
い慣れた園を継続し
て利用できます。

3 子育て支援の場が用意さ
れていて、園に通ってい
ない子どものご家庭も、子
育て相談や親子の交流の場
などに参加できます。

2. 教育・保育給付認定について

3つの区分の認定に応じて、利用先の施設（保育所、認定こども園）が決まってきます。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上		満3歳未満
利用理由	教育を希望される場合	「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	
利用先	認定こども園	保育所・認定こども園	

※保育利用の注意事項※

1 か月以上保育所等を欠席するなど、長期間にわたって保育利用がない場合や、利用頻度が著しく少ない場合、保育の必要性が認められないため、退園手続きを取っていただく場合があります。長期間にわたり保育所等を欠席する場合は、速やかに子ども未来課までご相談ください。

3. 利用申込みの流れ

【1号認定】…教育部分（幼稚園機能のみ）の利用を希望の場合

★申請要件：お子さんが満3歳以上であること

★利用可能施設：認定こども園 ★申請先：各認定こども園

- ① 子ども未来課または各認定こども園で申請書類を受け取ります
- ② 保護者が認定こども園に直接、利用希望申込みをします
- ③ 認定こども園から入園の内定を受けます（定員超過の場合などには面接などの選考あり）
- ④ 認定こども園を通じて市に利用のための認定を申請します
- ⑤ 市から1号認定の支給認定証（決定通知書）が交付されます

【2号認定・3号認定】…保育部分を利用希望の場合

★申請要件：①保育利用予定日において、お子さんが産後8週を経過していること

②保育の必要性があること（P3を参照してください）

★利用可能施設：保育所・認定こども園 ★申請先：子ども未来課

- ① 子ども未来課または総合支所で申請書類を受け取ります
- ② 保護者が市に保育所等の利用希望の申込みをします
- ③ 申請者の希望、保育所等の状況などにより利用調整をします
第1希望に入所枠がない場合、第2・第3希望で入所調整を行います。
この場合は、担当者が保護者へ電話等で確認をします。
- ④ 市から2号認定または3号認定の支給認定証（決定通知書）が交付されます

※各申請書類は、市のホームページからダウンロードすることもできます。

★申請は入所希望月の約2か月前から前月7日（7日が土・日・祝日の場合、翌開庁日）までにさせていただきますようお願いいたします。

（例：令和7年5月中に入所希望の場合、4月7日（月）が締め切り）

※詳細は、市ホームページ掲載の入所申請受付カレンダーをご覧ください。

※申請が遅れると、入所希望日に入所できない場合があります。

《 手続きに必要なもの 》

- ① 申請書類 ※
- ② 申請書に記載された全員分の個人番号が分かる書類（マイナンバーカードなど）
- ③ 提出者の本人確認書類（運転免許証など）

※各事由や世帯の状況によって、各種必要書類を提出していただくことがあります。

保護者の住所や勤務先、家庭の状況など入所申込のときの状況から変更があった場合は、速やかに子ども未来課へ届け出てください。

4. 保育を必要とする事由（2・3号認定）

保育認定(2号認定、3号認定)を受けるには、**保護者がいずれも保育を必要とする事由に該当することが必要です。**

保育を必要とする事由	必要書類
就労 ※1	就労証明書 ※2
妊娠・出産	母子手帳の写し、妊娠・出産に関する申立書 ※3
保護者の疾病・障がい	診断書※4、障がい者手帳の写し（交付されている場合のみ） 疾病・障がいに関する申立書
同居の親族の介護・看護	診断書、障がい者手帳の写し（交付されている場合のみ） 介護・看護に関する申立書
災害復旧	罹災証明書等、災害復旧に関する申立書
求職活動 ※5 （起業準備含む）	求職活動に関する申立書
就学（職業訓練含む）	在学証明書や授業時間が確認できる資料 就学（職業訓練）に関する申立書
育児休業中の既入園児の 継続利用	育児休業の取得期間が記載された就労証明書 ※2 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること。
虐待・DVのおそれ	
その他、上記に類する状態として市が認める場合	

※1 保護者の就労時間の下限は、1か月あたり48時間です。

※2 就労証明書は、勤務先に提出し記入してもらってください。有効期限は証明日から3か月以内です。
なお、自営業の場合は直近の確定申告書の写しを添付してください。

※3 各種申立書は、子ども未来課で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

※4 市指定の様式を医療機関に提出し、記入してもらってください。

※5 求職活動中の理由で申し込む場合、約3か月間の認定となります。ただし、期間満了までに必要書類の提出があった場合は、認定期間を3か月延長することができます（延長は1回に限ります）。

★保育を必要とする事由の変更手続きについて

保育を必要とする事由が妊娠・出産、育児休業、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、認定期間の更新や保育の必要な事由の変更手続きが必要となります。期間満了前に、子ども未来課へお越しください。

★保育を必要とする事由によって **保育の必要量**が次のいずれかに区分されます。

a「保育標準時間」	フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
b「保育短時間」	パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※ 保育必要量の認定は、保護者の就労時間が1か月当たり120時間以上であれば原則として「**保育標準時間**」認定、120時間未満であれば原則として「**保育短時間**」認定となりますが、勤務時間が変則的である・始業時間が保育開始時間より早い等の理由により短時間利用で支障がある場合は、標準時間利用での認定も可能ですので、ご相談ください。

※ 保育を必要とする事由が**育児休業**、**求職活動**の場合は、**保育短時間**での認定となります。

5. 利用者負担（保育料・副食費）について

- 父母の市町村民税の課税合算額で算定します。（住宅取得控除・配当控除など税額控除を適用する前の税額）。
- 4～8月分の保育料は前年度の課税額、9～3月分の保育料は当年度の課税額で算定します。
- 父母の収入が低く、父母以外の方（祖父母等）が生計の中心者と判断される場合には、その方の市町村民税課税額も含めて算定します。

～湯沢市独自制度による助成制度について～

★第2子以降の保育料を全額助成（すこやか子育て支援事業）

保育園や認定こども園を利用している0歳児～2歳児クラスまでのお子さんで、第2子も所得割に応じて保育料がかかっていましたが、令和5年度から、市町村民税所得割合算額による助成対象の制限を撤廃し、第2子の保育料も全額、市が助成します。（湯沢市上乗せ助成）

※出生順位は同一戸籍において認定し、第1子の年齢制限なし。

★ひとり親世帯の保育料を全額助成（すこやか子育て支援事業）

ひとり親家庭で、0歳～2歳までの子どもが、保育園や認定こども園などを利用されている場合、所得に応じて保育料がかかっていましたが、ひとり親家庭の保育料は全額を市が助成しています。

なお、該当する世帯は、特に申請の手続きは必要ありません。

★副食費助成（すこやか子育て支援事業）

湯沢市が県制度に上乗せ助成することにより、すべての子どもの副食費を全額助成します。助成対象は、3～5歳の子ども（1号認定・2号認定子ども）の副食費です。

※0～2歳児クラスの子どもは制度上、副食費はかかりません。

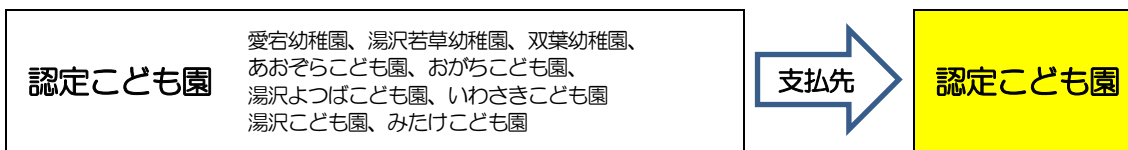
【0歳児から2歳児クラス】 保育所や認定こども園（保育部分）第1子の保育料（月額）

階 層	定 義 市町村民税の課税額で判定	保育標準時間		保育短時間	
		徴収金 基準額	すこやか 助成適用後	徴収金 基準額	すこやか 助成適用後
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	9,750円	19,300円	9,650円
第4階層	〃 48,600円以上 97,000円未満	28,500円	21,375円	28,000円	21,000円
第5階層	〃 97,000円以上 169,000円未満	40,000円	30,000円	39,300円	29,475円
第6階層	〃 169,000円以上 301,000円未満	48,000円	適用外	47,100円	適用外
第7階層	〃 301,000円以上 397,000円未満	52,000円	適用外	51,100円	適用外
第8階層	〃 397,000円以上	52,000円	適用外	51,100円	適用外

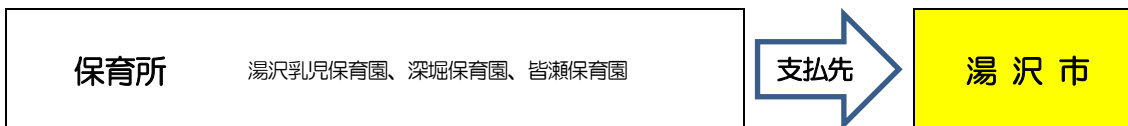
- ・0歳～2歳児クラスに在籍している子どもの保育料は第2階層 市町村民税非課税世帯に限り、無償化。
- ・障がい者のいる世帯の軽減について
障がい者のいる世帯で市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯については、保育料の軽減措置があります。
- ・すこやか子育て支援事業（すこやか助成）
秋田県と湯沢市が経費の2分の1ずつを負担し、保育料と副食費を助成する制度です。

6. 保育料の納付について

◆支払先は、利用する施設によって異なります。



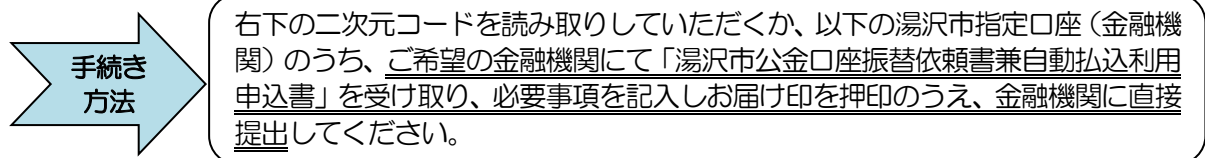
認定こども園の保育料は利用する施設に納付していただきます。
詳しい内容は各施設にお問い合わせください。



保育所の保育料は、毎月、月末までに下記の **1**・**2** のいずれかの方法により納付していただきます。

1 口座振替による支払い

毎月末（休業日の場合は、翌営業日）に指定口座から引き落としになります。



湯沢市指定口座（金融機関）

- ・北都銀行各支店
- ・東北労働金庫各支店
- ・秋田銀行各支店
- ・こまち農業協同組合各支店
- ・北日本銀行各支店
- ・ゆうちょ銀行各支店
- ・羽後信用金庫各支店

こちらからもお手続きできます！
（Web 口座振替受付サービス）

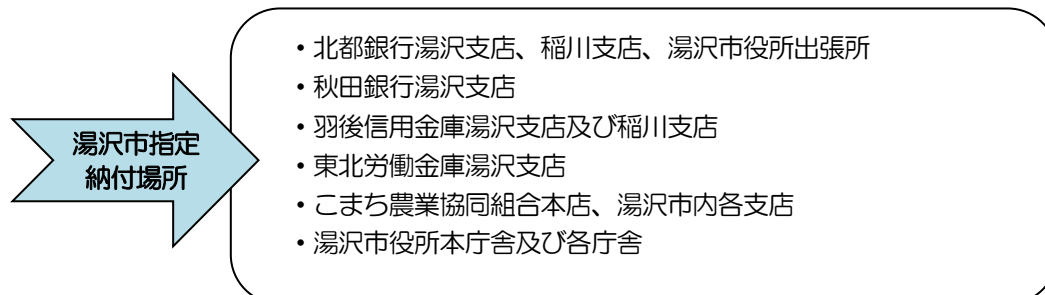


※1 手続きに1～2週間程度の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

※2 引き落としの対象は当月分のみです。過去分の保育料に関しては引き落としできませんのでご了承ください。

2 納入通知書による支払い

子ども未来課児童福祉班から送付される納入通知書で毎月末（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）までに下記の納付場所で納入してください。



7. 各種保育サービスのご案内

対象施設の一覧はP 9 湯沢市内の保育所・認定こども園をご確認ください。

一時預かりについて

急な用事などで家庭での保育が一時的に困難となった場合、1 か月につき1 4 日以内まで、保育所等で一時的にお子さんを保育します。一時預かりを希望する際は、保育所等に直接お問い合わせください。

病児保育について

★体調不良児保育（対象施設は P9 の一覧表をご確認ください。）

保育中のお子さんが体調不良となり、保護者の方が迎えに来るまでの間、看護師・保育士が対応します。

★病後児保育（湯沢乳児保育園）

病気の回復期にあり、集団生活の困難なお子さんを一時的に保育所で預かります。回復期にあるが健康に不安のあるお子さんが対象となります。詳しくは、湯沢乳児保育園に直接お問い合わせください。

★病児保育（湯沢市病児保育室はぐくみ：0183-72-8585）

お子さんが病気となり、保護者の方が仕事などの都合により自宅での保育が困難な時、看護師・保育士がお子さんをお預かりします。

利用には事前の登録が必要となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。子ども未来課または湯沢市病児保育室はぐくみへお問い合わせください。

休日保育について（湯沢こども園）

就労等により日曜や祝日にお子さんの保育ができない場合、お子さんを預けることができます。詳しくは、湯沢こども園へお問い合わせください。

ファミリーサポートセンター事業について

子育てを手伝ってほしい方と協力してくださる方が、会員登録（無料）をして相互援助する公的事业です。協力会員宅やご自宅、すこやか広場で日中お子さんをお預かりします。利用方法については、市ホームページをご覧ください。湯沢市子育て支援総合センター（0183-72-3501）へお問い合わせください。

8. 保育所等入所指数表

世帯状況に応じて指数を算定し、応募者多数の場合は優先順位の高い方から順に利用調整します。

◆基準指数

※目安はあくまでも参考値であり、就労証明書に記載の月間就労時間に基づいて指数を決定します。

なお、労働時間が週間で規定されている場合、週間就労時間×4週として月間就労時間を算出します。

区分	細目		指数
就労 ・外勤 ・自営（中心者）	月就労時間 160 時間以上	目安 1日8時間以上×週5日	11
	月就労時間 140 時間以上、160 時間未満	目安 1日7～8時間×週5日	10
	月就労時間 120 時間以上、140 時間未満	目安 1日6～7時間×週5日	9
	月就労時間 100 時間以上、120 時間未満	目安 1日5～6時間×週5日	8
	月就労時間 80 時間以上、100 時間未満	目安 1日4～5時間×週5日	7
	月就労時間 48 時間以上 80 時間未満	目安 1日4時間×週3日	6
就労 ・自営（協力者） ・内職等	月就労時間 160 時間以上	目安 1日8時間以上×週5日	10
	月就労時間 140 時間以上、160 時間未満	目安 1日7～8時間×週5日	9
	月就労時間 120 時間以上、140 時間未満	目安 1日6～7時間×週5日	8
	月就労時間 100 時間以上、120 時間未満	目安 1日5～6時間×週5日	7
	月就労時間 80 時間以上、100 時間未満	目安 1日4～5時間×週5日	6
	月就労時間 48 時間以上 80 時間未満	目安 1日4時間×週3日	5
妊娠・出産	出産又は出産準備、休養を要する期間（産前産後各8週）		10
保護者の 疾病・障がい	疾病（長期入院・常時臥床）	おおむね1か月以上の入院又は常時臥床の者	11
	疾病（長期加療）	医師が長期加療（安静）を要すると判断した者	8
	障害 1・2 級（身体・精神） 療育 A	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者	11
	障害 3 級 療育 B		8
	身体障害 4 級以下		5
親族の 介護・看護	長期入院等	おおむね1か月以上入院している者の介護等に当たっている者	9
	同居の親族	同居親族の在宅介護等に当たっている者	6
	別居の親族	別居親族の在宅介護等に当たっている者	5
	障がいのある子の支援等	障がいのある子の通院、通学、介護等に当たっている者	9
災害復旧		火災、風水害、地震等の復旧作業に従事する世帯	最優先
求職活動		求職活動を継続的に行っている者	3
就学		就学、技能取得のため通学等をしている者	7
虐待・DV		虐待やDV等が認められる、又はそのおそれがある世帯	最優先
その他		上記以外の理由で保育が出来ない者	特例

◆調整指数

区分	細目	指数
世帯の状況	ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯（離婚調停中を含む。）である場合	25
	生活保護受給世帯で、就労による自立が見込まれる場合	25
	里親等、社会的養護が必要な場合	25
	保育料を滞納している場合（2か月以上）	-15
	就労等をしておらず保育することが可能な65歳未満の同居親族がいる場合	-3

保護者の状況	生計中心者が失業した場合	1
	育児休業（産休）を取得しており、復職する場合	2
	父又は母が、保育士又は保育教諭として勤務している場合	3
	父又は母に常態的な時間外労働がある（直近3か月の就労実績の平均が規定の就労時間よりも10時間以上多い）場合（ただし、父又は母が求職活動の場合を除く）	2
	父又は母の直近3か月の就労時間平均が規定の就労時間よりも少なく、平均時間が基本指数の他階層に該当する場合	該当する階層との 指数差分減点
兄弟姉妹の状況	きょうだいと同一保育施設の利用となる場合（同時申込含む）	2
	保育施設を卒園し、新規で別園に入園する場合（卒園前の転園は除く）	2
	保育認定を受けようとする子どもが障がい有する場合	1

◆同一指数時の優先順位

1	湯沢市民の世帯
2	ひとり親家庭（親族等が同番地にいる場合より同番地にいない場合を優先）、生活保護受給世帯、里親等、社会的養護が必要な世帯
3	基準指数が高い世帯
4	世帯収入（保育料算定対象者の市民税所得割の合算）が低く、保護者の就労の必要があると認められる世帯
5	家庭の状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる申込児童

◆選考基準

- 同時期の入所希望者全体の中で、基準指数と調整指数の合計が高い児童から順に入所施設を決定します。
先着順や抽選ではありません。
- 同点で同一施設を希望（希望順も同じ）する場合、上記の「同一指数時の優先順位」を用いて入所施設を決定します。

◆利用調整の例

例) ◆◆こども園に空きがなく、〇〇こども園、△△こども園、□□こども園でそれぞれ受入可能枠が1名ずつある場合

【対象児童と決定施設】 ※網掛けが決定施設（Dさんは抽選漏れ）

	世帯の指数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	24点	◆◆こども園	〇〇こども園	□□こども園
Bさん	23点	〇〇こども園	△△こども園	□□こども園
Cさん	22点	〇〇こども園	△△こども園	□□こども園
Dさん	21点	△△こども園	□□こども園	◆◆こども園

基準指数と調整指数の合計が高い順に調整

- 24点のAさんの第1希望に空きがないので、第2希望の〇〇こども園に決定。
- 23点のBさんの第1希望はAさんに決まったので、第2希望の△△こども園に決定。
- 22点のCさんの第1希望はAさん、第2希望はBさんに決まったので、第3希望の□□こども園に決定。
- Dさんは、希望園の受入可能枠が埋まったため、調整漏れとなります。

※希望外の施設に空きがあったとしても、利用調整の対象となりませんのでご注意ください。

9. 湯沢市内の保育所・認定こども園（開園時間や事業内容が変更になる場合があります。）

地域	施設名	区分	開園時間	教育時間 保育標準時間 保育短時間	利用定員数 ※				一時預かり	延長保育	休日保育	病児保育	
					1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	3号認定 1・2歳児	3号認定 0歳児				病後児	体調不良児
湯沢	愛宕幼稚園 愛宕町二丁目1-16 0183-73-1507	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	15人	30人	19人	6人	○	○			
	湯沢若草幼稚園 清水町二丁目3-3 0183-73-6738	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:00～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	25人	45人	21人	4人	○	○			○
	双葉幼稚園 表町四丁目7-8 0183-73-0110	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 9:30～14:30 保育標準時間 8:00～19:00 保育短時間 8:30～16:30	15人	47人	32人	11人	○	○			
	湯沢よつばこども園 田町二丁目3-52 0183-73-2272	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:30～14:00 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	15人	45人	30人	14人	○	○			
	いわさきこども園 岩崎字千年71-4 0183-72-3165	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	7人	53人	28人	12人	○	○			
	湯沢こども園 前森二丁目5-16 0183-73-2361	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	15人	64人	27人	9人	○	○	○		○
	湯沢乳児保育園 元清水二丁目3-26 0183-72-2728	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00			14人	6人	○	○		○	
	みたけこども園 裏門一丁目2-33 0183-73-1745	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	8人	53人	26人	12人	○	○			○
	深堀保育園 深堀字高屋敷58-3 0183-72-2512	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30		42人	12人	6人	○	○			○
稲川	あおぞらこども園 三梨町字古三梨155 0183-42-3117	認定こども園	月～土 7:00～18:30 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30	9人	89人	42人	15人	○	○			○
雄勝	おかちこども園 横堀字土淵28 0183-52-2559	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含、延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	15人	51人	30人	9人	○	○			○
皆瀬	皆瀬保育園 皆瀬字沢梨台47-2 0183-46-2446	保育所	月～土 7:00～18:30 (延長保育含)	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30		17人	10人	3人	○	○			

※利用定員数については、令和6年9月1日現在のものです。